

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公開番号】特開2015-215852(P2015-215852A)
 【公開日】平成27年12月3日(2015.12.3)
 【年通号数】公開・登録公報2015-075
 【出願番号】特願2014-99784(P2014-99784)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 30/02 (2012.01)

H 0 4 M 11/00 (2006.01)

G 0 9 F 19/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 Q 30/02 1 5 0

H 0 4 M 11/00 3 0 2

G 0 9 F 19/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月21日(2017.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

広告主に関連付けられた識別情報を第1広告情報と共に広告媒体に掲載する識別情報掲載手段と、

前記識別情報に基づく架電先番号宛の架電を受け付ける架電受付手段と、

前記架電を架電先電話機器へと接続する架電接続手段と、

前記架電の架電元番号を取得する架電元番号取得手段と、

前記架電元番号宛に第2広告情報を配信する広告情報配信手段と、

前記広告主と前記識別情報との関連付けを解除して該広告主とは異なる他の広告主と前記識別情報とを関連付ける関連付け変更手段と、を有する広告情報配信装置。

【請求項2】

前記配信の可否を取得した架電元番号に基いて判断する配信可否判断手段を更に有し、

前記広告情報配信手段は、前記配信可否判断手段が配信可と判断した場合に前記架電元番号宛に前記第2の広告情報を配信する、請求項1に記載の広告情報配信装置。

【請求項3】

前記配信可否判断手段は、前記架電元番号が携帯電話番号である場合に配信可と判断する、請求項1又は請求項2に記載の広告情報配信装置。

【請求項4】

前記広告情報配信手段は、前記架電元番号の入手ルートによって異なる広告を配信する、請求項1から請求項3のうちいずれか1項に記載の広告情報配信装置。

【請求項5】

コンピュータを、

広告主に関連付けられた識別情報を第1広告情報と共に広告媒体に掲載する識別情報掲載手段、

前記識別情報に基づく架電先番号宛の架電を受け付ける架電受付手段、

前記架電を架電先電話機器へと接続する架電接続手段、

前記架電の架電元番号を取得する架電元番号取得手段、
前記架電元番号宛に第2広告情報を配信する広告情報配信手段、
前記広告主と前記識別情報との関連付けを解除して該広告主とは異なる他の広告主と前記識別情報とを関連付ける関連付け変更手段、として機能させる広告情報配信プログラム。

【請求項6】

コンピュータにより実行される各工程が、
広告主に関連付けられた識別情報を第1広告情報と共に広告媒体に掲載する識別情報掲載工程と、
前記識別情報に基づく架電先番号宛の架電を受け付ける架電受付工程と、
前記架電を架電先電話機器へと接続する架電接続工程と、
前記架電の架電元番号を取得する架電元番号取得工程と、
前記架電元番号宛に第2広告情報を配信する広告情報配信工程と、
前記広告主と前記識別情報との関連付けを解除して該広告主とは異なる他の広告主と前記識別情報とを関連付ける関連付け変更工程、を有する広告情報配信方法。